

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 150 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正について

企業会計基準委員会は平成 30 年 2 月 16 日に企業会計基準第 28 号

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（以下 改正基準）等を公表しました。当改正をもって段階的に進められてきた税効果会計の見直しは一区切りとなります。今回は『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の主な内容を説明いたします。

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債等の表示方法について

繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示されることとなりました（改正基準 2 条 1 項）。

当改正は主に国際財務報告基準等との整合性を図ることを目的としたものです。

また、改正前は、関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示しなければならないとされていましたが、今後は流動区分と非流動区分に分ける必要がなくなるため、実務上の負担が軽減されると思われます。

### 2. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳の注記について

#### （1）評価性引当額の内訳に関する情報（改正基準 4 項(注 8)）

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、その金額が重要であるときは繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載することとなりました。また評価性引当額に重要な変動が生じている場合には当該変動の主な内容を記載することとされました。

(2) 税務上の繰越欠損金に関する情報 (改正基準5項(注9))

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、その金額が重要であるときは、繰越期限別に以下の事項を記載することとされました。

- ・ 税務上の繰越欠損金の額に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額
- ・ 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額
- ・ 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

また、これに加えて税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載することとされています。

これらは財務諸表利用者が実際に利用している情報を検討した結果を受けて現状において不足している情報の追加を意図した改正です。

なお、連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表においては記載することを要しません。

(3) 適用時期について (改正基準6項)

改正基準は原則として平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されますが、平成30年3月31日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期に適用することが認められています。